

### III. 大津市における契約事務手続

大津市が契約する業務について、随意契約しないものについては競争入札を行うこととし、方式としてほぼ指名競争入札が行われている。指名競争入札を行う業務の種類は、①建設工事、②工事の施行に伴う測量、設計等の委託、③物品の購入等、④②以外の委託に区分することができる（大津市契約規則第15条 資料P.3）。①②③における入札・契約に関しては総務部契約検査課が一元管理を行っているが、④については基本的に担当部局にて行われている。これは委託業務の内容が多種多様にわたり、業者選定について業務の専門知識を必要とされることから、一元管理が困難とされているからである。なお、④の一部業務について、総務部契約検査課での取扱いを可能としてはいるが、担当部局の判断に任せられている。

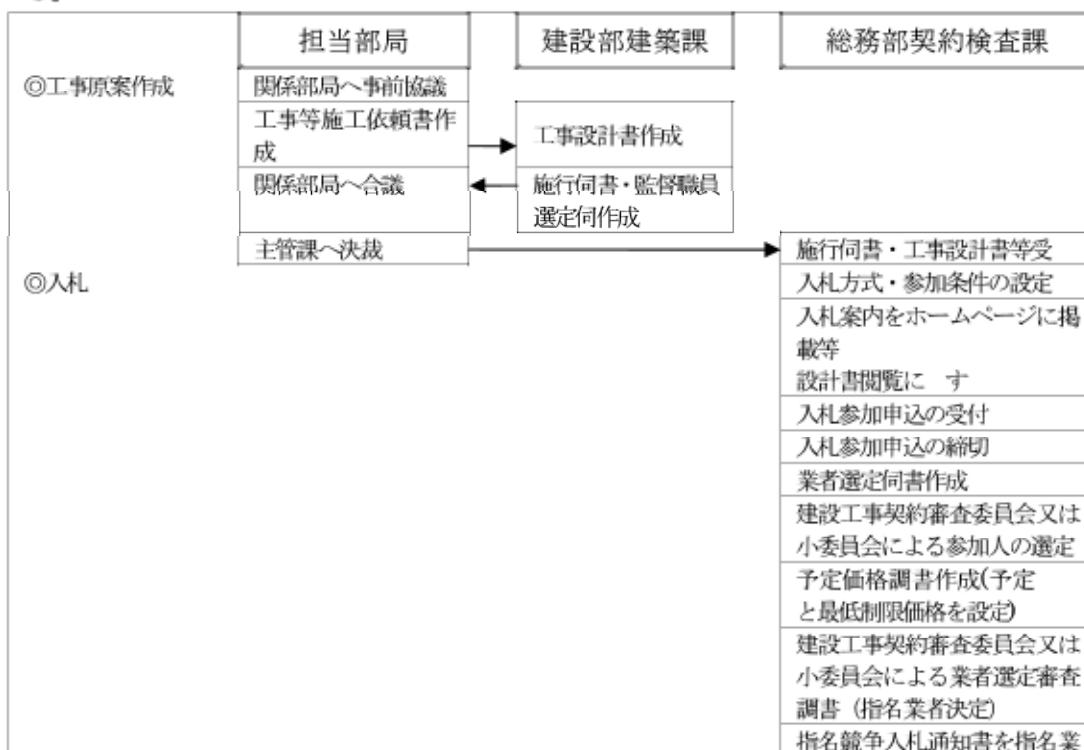
なお、水道、ガス事業を管理する企業局においては、局内で入札から発注、契約締結までを行っており、市長部局等で行われている担当部局と建設部建築課の業務については企業局施行課で、総務部契約検査課の業務については企業局企業総務課で行っている。

#### 1. 競争入札

##### (1) 建設工事

建設工事の入札に関して、平成22年度における一般競争入札方式を行った実績はなく、指名競争入札方式が採られている（競争入札が不調に終わった場合は、随意契約により契約されているものがある）。

受注希望型指名競争入札の建設工事の入札に関する契約事務の流れは、次のとおりである。





担当部局	受領	る場合あり)
	建設部建築課	総務部契約検査課
		検 合格通知書を受注者へ交付
◎目的物引渡	受注者から目的物 引渡し書と請求書 を受領	
◎支払手続	上記書類と支出命令書を会計管理者 へ渡して支払手続	
◎ 返金		受注者から契約保証金還付請求書を受領 上記書類と支出命令書を会計管理者へ渡して支払手続

なお、産業観光部農林水産課・都市計画部公園緑地課・建設部道路建設課・建設部道路管理課等が工事を起案する場合、各部局で工事設計書を作成できるため、建設部建築課へ依頼することはない。

#### (契約して目的物引渡までの流れ)

工事請負契約書締結以後の事務手続きの流れは、次の通りである。

##### ① 契約締結時

受注者より契約保証金（大津市契約規則第24条資料P7）とともに、現場代理人・主任技術者届出を受領して契約を締結する。

##### ② 工事着工時

受注者より工事名称・工事場所・工事期間を記した着工届と工程表（大津市契約規則第27条資料P8）、建設工事下請人報告書を受領する。

##### ③ 工事施工中

工事施工中は、選定された建設部建築課の監督職員が現場管理を行っているが、現場管理を外部委託する場合がある。外部委託する基準は定められておらず、請負金額や予算の都合により、建設部建築課が判断している。

##### ④ 前払金

受注者より前払金請求書（大津市契約規則第37条の2資料P9 大津市財務規則第86条 次ページ参照）を受領した場合、契約検査課は、保証事業会社の保証書を添付してあることを確認して建設部建築課へ書類を渡す。建設部建築課が支出命令書を作

成してそれらの書類とともに会計管理者へ渡した後、不備がなければ会計管理者（出納）は受注者へ前払金を支払う。

#### 大津市財務規則

※下記中間前払制度については平成23年改正であり、平成23年4月から適用されている。  
(公共工事前金払)

- 第86条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事(以下「公共工事」という。)のうち工事1件の請負代金の額が2,000,000円以上の土木建築に関する工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に規定する建設工事をいう。)の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する経費(次項において「前金払の対象となる経費」という。)については、100,000,000円を限度として請負代金の額の4割を超えない範囲内において、前金払をすることができる。
- 2 施行令附則第7条又は前項の規定により前金払をした公共工事(次項及び第4項において「前金払に係る公共工事」という。)で、次の各号のいずれにも該当するものについては、前金払の対象となる経費について、前項の規定による前金払のほか、50,000,000円を限度として請負代金の額の2割を超えない範囲内において、中間前金払をすることができる。
- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当すること。
- 3 前金払に係る公共工事について、工事内容の変更その他の理由により請負代金を増額した場合において、その増額する額が増額前の請負代金の3割を超えるときは、その増額後の請負代金の額に係る第1項の規定による前金払の支払限度額(中間前払金の支払を受けている場合には、中間前払金を含む。次項において同じ。)から既に支払った前払金(中間前払金の支払を受けている場合には、中間前払金を含む。次項及び第5項において同じ。)を差し引いた額の範囲内において、前金払をすることができる。
- 4 前金払に係る公共工事について、工事内容の変更その他の理由により請負代金を減額した場合において、その減額する額が減額前の請負代金の3割を超えるときは、既に支払った前払金から減額後の請負代金の額に係る第1項の規定による前金払の支払限度額を差し引いた額を返還させる。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させる。
- (1) 請負契約を解除したとき。
- (2) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。

#### ⑤ 部分払

部分払をする工事請負契約を締結し、受注者より工事が所定の出来高に達した後に部分払の請求があった場合、契約検査課は出来高検査を行う。検査に合格すれば検査結果報告書を作成して建設部建築課へ渡し、建設部建築課は関係書類と支出命令書とともに会計管理者へ渡して支払手続きを行う。

工事請負契約書に関して、大津市契約規則 様式第14号(第22条関係)中、第37条・第37条の2に部分払の様式が定められており、請負代金が1千万円以上で工期が100日以上の契約について部分払いを請求できる旨が記載されている。ただし、本市では年度中に終わる工事が多いため部分払いをほとんど行っていない。

## ⑥ 中間検査

契約検査課は、担当部局より工事中目的物の部分使用（庁舎・焼却施設・下水道）を求められた場合や、工事高 2 千万円以上の中から任意に抽出して中間検査を行う。平成 22 年度は 16 件で、学校の耐震工事が多い。

## ⑦ 変更契約

工事契約に変更がある場合、建設部建築課は関係部局に合議して主管課にて決裁を受けた後、変更施工伺書・理由書・変更工事設計書を作成する。総務部契約検査課はそれらの書類をもとに、工事請負変更契約書を作成して受注者と契約する（大津市契約規則第 22 条の 2 資料 P 6）。

## ⑧ 工事完成

建設部建築課は受注者より完工届を受領し、工事検査執行依頼を総務部契約検査課へ行う。総務部契約検査課は、大津市契約規則第 40 条（資料 P 10）・大津市工事検査要綱（資料 P 16）に基づき、大津市工事検査基準（資料 P 19）に定められている検査実施細目を検査し、手直しが必要な場合は受注者へ指示して手直しさせ、問題がなければ検査合格通知書を受注者へ送付する。

## ⑨ 目的物引渡

受注者より建設部建築課は目的物引渡し書とともに請求書を受領し、目的物の引渡しを受ける。

## ⑩ 残金の支払

建設部建築課は関係書類を確認し、担当部課へ返却する。担当部課は支出命令書を作成して必要書類とともに、会計管理者へ渡した後、不備がなければ会計管理者（出納）は受注者へ請負額の残額を支払う。

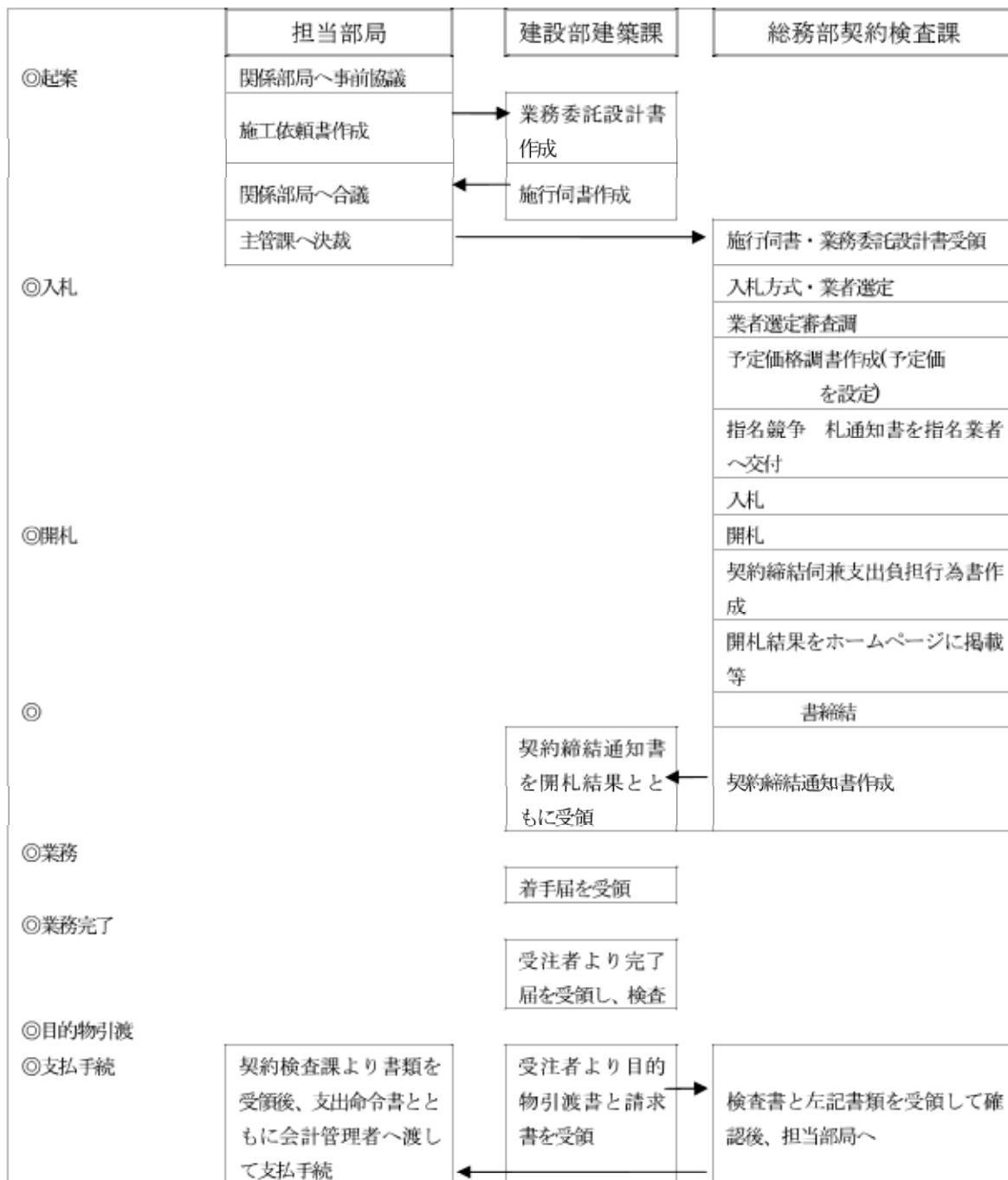
## ⑪ 契約保証金の返金

受注者が契約保証金として現金を支払っていた場合、契約保証金還付請求書を契約検査課へ提出する。契約検査課は書類を確認して支出命令書とともに会計管理者へ渡した後、不備がなければ会計管理者（出納）は受注者へ契約保証金を返還する。

## (2) 工事の施行に伴う測量、設計等の委託

測量、設計等の委託に関する入札では指名競争入札方式が採られており、一般競争入札は想定されていない。総務部契約検査課は、業者を売上高や技術者数に応じて点数化して順位付けを行い、指名業者を選定している。

工事の施行に伴う測量、設計等の委託に関する契約事務の流れは次のとおりである。



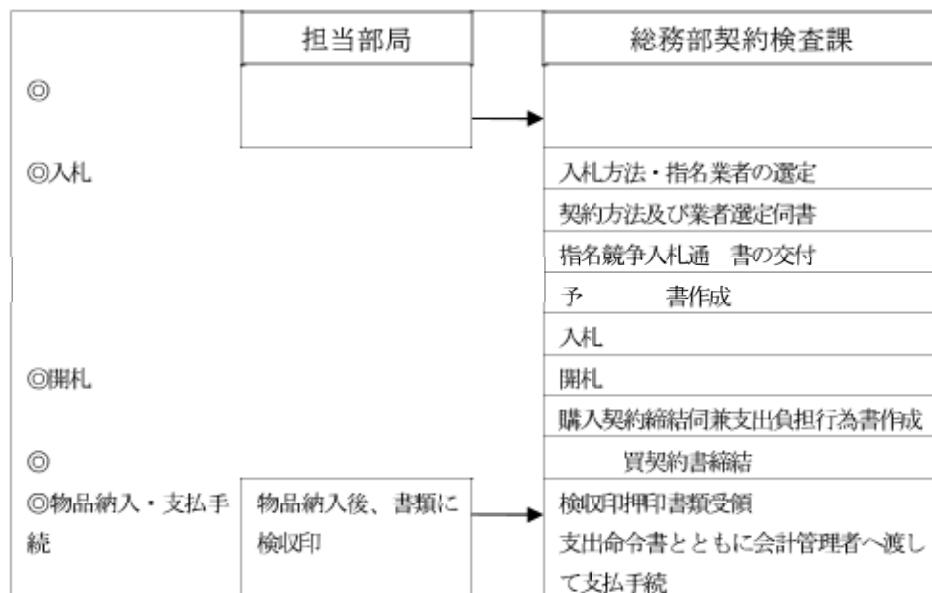
なお、工事の場合と同様、担当部局において業務委託設計書を作成できる場合、建設部建築課に依頼せずに、各部局で設計書と施工同書を作成する。

(契約後の流れ)

業務着手時、建設部建築課は受注者から着手届を受領する。業務が完了すると、建設部建築課は受注者から完了届を受領し検査を行って業務が完了したことを確認する。そして、受注者から目的物引渡書と請求書を受領して契約検査課へ関係書類を渡し、契約検査課はそれらの書類を確認した後、担当部課へ関係書類を返す。担当部課は支出命令書を作成して必要書類とともに会計管理者へ渡し、不備がなければ会計管理者（出納）は受注者へ請負額を支払う。

### (3) 物品の購入等

物品の購入等についても指名競争入札が行われているが、業者の選定について定められた基準等はない。契約事務の流れを示すと次のとおりである。



物品売買契約書を締結後、業者は担当部局へ物品を納入し、検収印押印済の書類を総務部契約検査課へ持参する。総務部契約検査課はその書類を受領して支払い手続きをする。

#### (4) (2) 以外の委託

(2) 以外の委託に関する入札では、指名競争入札方式が採られており、その入札契約事務は、基本的に担当部局において行われている。担当部局において委託業務契約審査委員会を設置している場合、業者の選定については当委員会で審査され、当委員会が設置されていない場合は部長決裁により指名業者が決定される。

なお、事務処理の迅速化やサービスの向上を図るために、総務部契約検査課にて入札契約事務を取扱い可能としている。その対象は、清掃業務・防災設備点検業務・除草業務・樹木剪定業務において設計金額が50万円を超える施設管理積算業務の積算シートに基づき業務費を設計でき、設計額に対する予算措置が講じられている業務とされており、担当部局の判断により取り扱うことになっている。

担当部局が入札契約事務を総務部契約検査課へ依頼した場合の事務手続きの流れは、次のとおりである。なお、総務部契約検査課へ入札契約事務を依頼しない場合は、全ての手続きを担当部局が行うこととなる。

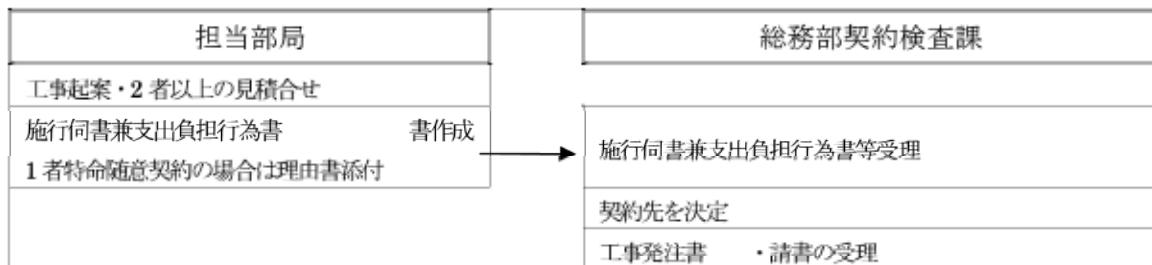


## 2. 隨意契約

### (1) 建設工事と工事の施行に伴う測量、設計等の委託

大津市小額工事(委託)の随意契約ガイドラインで、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用して小額工事(委託)を随意契約する場合の事務手続上必要な事項を定めている。同項第1号から第7号までに規定されている随意契約ができる場合の具体例を挙げて担当部局の施工及び契約事務について適正化を図っている。

小額工事を発注して契約する事務手続きの流れを例示すると次のとおりである。



なお、工事請負金額が130万円以下のときは請書の受理を持って契約したものとされ、工事請負契約書の締結を省略することができる。委託の場合は契約金額が50万円以下のときに契約書を省略でき、業務の委託書の送付及び業務受託書の受理を持って代えることができる。

### (2) 物品の購入等と工事の施行に伴う測量、設計等以外の委託

(1) 以外の随意契約の事務手続きについては、各担当部局が全て行うことになっており、総務部契約検査課は関与していない。物品の購入等を締結する場合においては契約金額が100万円以下のとき、発注書を持って契約書を省略することができる。